

国立大学法人東京農工大学産官学連携奨励費規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(対象経費)</p> <p>第4条 対象経費は、次の各号に掲げる経費で、金額及びオーバーヘッドの率が、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 共同研究費及び寄附金 直接経費が、300万円以上であり、オーバーヘッドの率が10%以上のもの</p> <p>(2) 受託研究費及び補助金 直接経費が、1,000万円以上であり、オーバーヘッドの率が30%以上のもの</p> <p>(産官学連携奨励費の財源)</p> <p>第5条 産官学連携奨励費の財源は、大学運営資金とする。</p> <p>2 産官学連携奨励費の金額は、前条の対象経費に係るオーバーヘッドの金額の1割相当の金額とする。</p>	<p>本則</p> <p>(対象経費)</p> <p>第4条 対象経費は、次の各号に掲げる経費で、金額及びオーバーヘッドの率が、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 共同研究費及び寄附金 直接経費が、300万円以上であり、オーバーヘッドの率が10%以上のもの</p> <p>(2) 受託研究費及び補助金 直接経費が、1,000万円以上であり、オーバーヘッドの率が30%以上のもの</p> <p>(産官学連携奨励費の財源)</p> <p>第5条 産官学連携奨励費の財源は、大学運営資金とする。</p> <p>2 産官学連携奨励費の金額は、前条の対象経費に係るオーバーヘッドの金額の1割相当の金額とする。<u>ただし、前条第1項第1号に規定する共同研究費については、オーバーヘッドの金額に3分の2を乗じて得た金額の1割相当の金額とする。</u></p>	

附 則(令和2年3月23日経教規程第33号)

この規程は、令和2年3月23日から施行し、令和元年10月21日から適用する。ただし、間接経費・管理的経費取扱要項附則(令和元年10月21日)第2項の規定を適用する場合は、第5条第2項ただし書きの規定にかかわらず従前の例による。